適切な意思決定支援に関する指針

医療法人社団橘会 橘病院

1. 基本方針

患者さんは、治療や療養生活において、さまざまな選択や決定をする必要があります。
当院では、患者さん一人ひとりの意思や価値観を尊重し、患者さんが十分な説明を受け、納得して医療・ケアを選択できるよう支援します。
医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職などの多職種で構成する医療・ケアチームが、患者さんやご家族等と繰り返し話し合い、患者さんにとって最善の医療・ケアを提供できるよう努めます。
特に、次の 3 つの場合について、適切な意思決定支援を行います。

1. 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定
2. 認知症等により意思決定が困難な患者さんへの支援
3. 身寄りのない患者さんへの意思決定支援

2. 具体的な意思決定支援

（1）人生の最終段階における医療・ケア

厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、以下のように対応します。

① 患者さんご本人の意思が確認できる場合

- 医療・ケアチームが病状や治療方法について十分に説明し、ご本人の意思を尊重して方針を決定します。
- ご本人の意思は、病状や環境の変化により変わることがあるため、必要に応じて繰り返し話し合います。
- ご本人の希望に応じて、ご家族等にも話し合いに参加していただきます。

② 患者さんご本人の意思が確認できない場合

- ご家族等がご本人の意思を推定できる場合は、その意思を尊重して方針を検討します。
- ご本人の意思が推定できない場合は、ご家族等と十分に話し合い、ご本人にとって最善と考えられる方針を検討します。
- ご家族等がいない場合は、医療・ケアチームで慎重に話し合い、方針を決定します。

③ 方針の決定が難しい場合

ご本人、ご家族等、医療・ケアチームの間で意見が一致しない場合や、判断が難しい場合は、必要に応じて複数の専門家による話し合いの場を設け、適切な方針を検討します。
なお、生命を短縮させることを目的とした積極的安楽死は、本指針の対象としません。

（2）認知症等により意思決定が困難な患者さんへの支援

厚生労働省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参

考に、以下のように対応します。

- 認知症や意識障害等により意思決定が難しい場合でも、できる限りご本人の意思を確認し、尊重します。
- ご本人が理解しやすい言葉や方法で説明し、表情やしぐさなどからも意思をくみ取るよう努めます。
- 必要に応じてご家族等や関係職種と連携し、ご本人にとって最善の医療・ケアを検討します。
- 判断が難しい場合は、医療・ケアチームで話し合い、適切な支援方法を検討します。

(3) 身寄りのない患者さんへの意思決定支援

厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、以下のように対応します。

- 身寄りのない患者さんや、ご家族等からの支援が受けられない患者さんについても、ご本人の意思を尊重します。
- ご本人が意思決定できる場合は、十分な説明を行い、ご本人の判断を支援します。
- ご本人の意思確認が難しい場合は、医療・ケアチームで慎重に検討し、必要に応じて行政機関、介護・福祉関係者等と連携します。
- ご本人の尊厳を守り、安心して医療・ケアを受けられるよう支援します。

3. 話し合いの記録

意思決定支援における話し合いの内容、患者さんやご家族等の意向、決定した方針については、その都度診療録等に記録し、医療・ケアチーム内で共有します。

また、患者さんの状態や意思の変化に応じて、必要な見直しを行います。

4. 指針の見直し

本指針は、厚生労働省のガイドラインや関係制度の改定、院内の運用状況等に応じて、必要な見直しを行います。

令和 7 年 4 月 1 日制定